

2013 年（平成 25 年）1 月 8 日

沖縄県 八重山農林水産振興センター
農林水産整備課長 殿
竹富町
農林水産課長 殿

（写しの送付先）

環境省那覇自然環境事務所
林野庁沖縄森林管理署
沖縄県自然保護課

与那良原地区県営経営体育成基盤整備事業について（提言）

イリオモテヤマネコ生息地保全調査委員会
委員長 土肥 昭 夫
（元長崎大学教授）
認定 NPO 法人 トラ・ゾウ保護基金
理事長 戸 川 久 美

はじめに

沖縄県は、2012 年（平成 24 年）度において、西表島における与那良原地区県営経営体育成基盤整備事業を採択した。（以下「本事業」という）。一方、この区域はイリオモテヤマネコによって、放浪個体の移動経路として、また開放空間である湿地も一時的なえさ場として利用されている。

2010 年（平成 22 年）3 月策定の「竹富町総合計画第 4 次基本構想・第 7 次基本計画」においては、「国内有数の広大な自然林、イリオモテヤマネコを代表とする亜熱帯の貴重な自然環境は、島の生態系の維持・保全のみならず、本町の主要な産業である農業、観光産業の基盤となっています。このため、島じまの特性を踏まえ、その保全と自然生態系を重視した持続可能な土地利用を図ります」と明確にうたわれている。

また、同年同月策定の「第 4 次竹富町国土利用計画」においても、西表島の土地利用のあり方として、「自然環境の保全を基本に農業や観光リゾート産業の振興、町民の生活環境の充実等に資する土地利用を進めていくこととする。これを踏まえ、「農用地については、イリオモテヤマネコに代表される貴重な動植物の生息を確保するなど自然環境との調和に配慮しつつ、農業基盤整備等の推進により優良農地の確保を図る」とされている。

イリオモテヤマネコ生息地保全調査委員会および認定 NPO 法人トラ・ゾウ保護基金は、竹富町が政策とする自然環境保全を基本とした土地利用の実現に資するべく、2011 年（平成 23 年）1 月、西表島の低地部を 11 地区に区分し、地区内の区域単位でイリオモテヤマネコにとっての重要性を位置づけ、土地利用における配慮事項を示す報告書を作成、関係機関

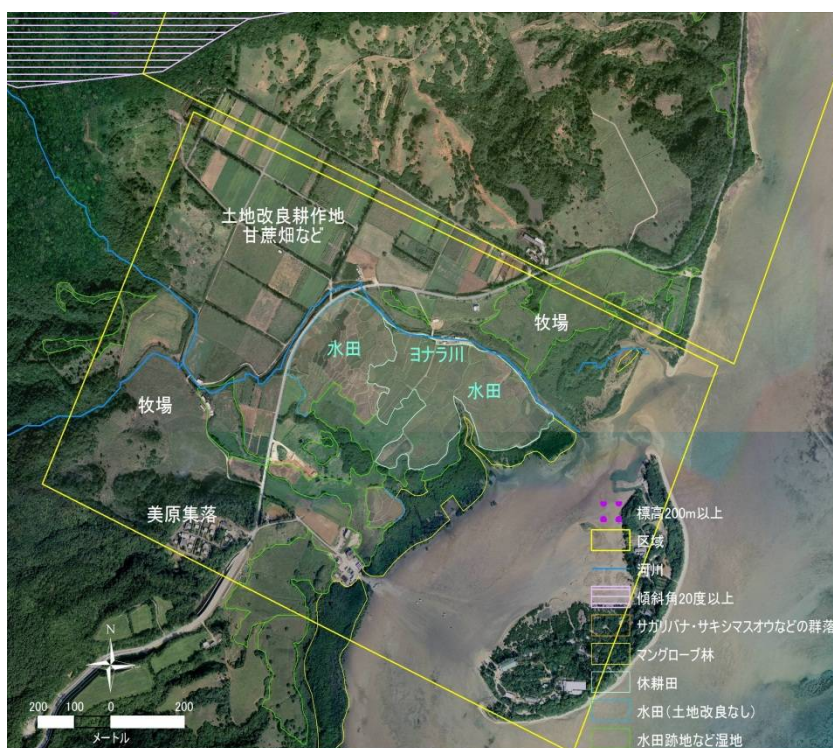
による西表島の今後の土地利用等にあたり、配慮事項が反映されることを要望した。

この「与那良原地区県営経営体育成基盤整備事業について（提言）」（以下「本提言」という）は、上記報告書を基礎とし、とくに与那良原区域にかかわる個別情報を加え、本事業実施にあたって考慮されるべき点を提言するものである。

1 ヨナラ原区域のイリオモテヤマネコにとっての生態学的重要性

与那良原区域においては広大な開放空間である水田が広がるため、低地部の定住個体分布の連続性がここで途切れている可能性は高い。ただし、南側は内陸部との間の移動の障壁（急傾斜地・崖地）が奥まっているので、耕作地後背地の山すそには定住個体がいることが推察され、その定住個体（メス）をめぐって放浪個体が本区域を移動するものと考えられる。

放浪個体の移動は、開放空間である水田・牧草地の後背部に広がる低地森林とそれらの前縁部に位置する海岸林を連続的に利用して行われる場合がある。県道海側の農用地の現況を詳細に見ると、ヨナラ川南の水田とそのさらに南の牧草地を仕切る谷状地形に沿って森林が島状に残存し、海岸部のマングローブ林につながっているが（下図参照）、このような残存林が、イリオモテヤマネコの放浪個体の移動を可能とし、また開放空間である湿地を一時的なえさ場として利用できる状況となっている。



とくに、本区域は、北岸（高那を含む）、古見美原といった、定住個体が常時高密度に確認されている地区に挟まれた位置にある。すなわち、与那良原区域は、上記の各地区から追い出された放浪個体の一時滞在場所として重要な環境にあることが推察される。

実際、本区域においては、残存する林を利用しつつ、放浪個体が一時的に滞在し、水田等の湿地を餌場として利用している実態がある。

放浪個体は、将来の定住個体の候補として、イリオモテヤマネコの遺伝的交流を確保する役割を果たすことがあり、その生息環境の保全に配慮することは重要である（イリオモテヤマネコ生息地保全調査委員会 2011）。

2 ヨナラ原区域におけるイリオモテヤマネコ生息情報

本区域において、放浪個体と思われる個体は県道上で毎年確認（目撃）されている（イリオモテヤマネコ生息地保全調査委員会 2011）。

例えば、ごく最近では、2012年7月初めの時点で、本区域およびその南側となる後良橋・美原間でもイリオモテヤマネコの放浪個体（分散中の仔猫）及び親子が目撃されていた（環境省 2012年9月発行イリオモテヤマネコ目撃情報）。同月29日の9時35分頃には、トラ・ゾウ保護基金によるイリオモテヤマネコの交通事故防止を目的とした夜間パトロール（「やまねこパトロール」）において、本区域の北側となる野原区域においてイリオモテヤマネコの放浪個体と思われる若い個体に遭遇している。その後、9月にも本区域の北側で、10月から11月にかけては本区域のすぐ北に位置する変電所付近で数件の目撃情報が寄せられている（環境省西表野生生物保護センター私信）。

なお、2010年2月14日には放浪個体である亜成獣のオス1頭が与那良橋東で交通事故死している（環境省那覇自然環境事務所記者発表）。

3 考察

既に述べたとおり、水田・牧草地の後背部に広がる低地森林と、それらの前縁部に位置する海岸林との接続を確保することが、イリオモテヤマネコの放浪個体の移動、採餌・一時滞在を確保する上で重要である。

そこで、上記のヨナラ原水田と牧草地との間の谷状地形に沿った残存林を何らかの形で維持することが検討される必要がある。県道付近から海岸林まで伸びる樹林帯は、現状よりも幅の狭いものになったとしても、連続性を維持することが必要である。また、緩傾斜の谷状地形はイリオモテヤマネコが身を隠して移動するのに適しているので、多少の谷状地形は残すことが望ましい。

また、与那良川は、両岸がコンクリート護岸とされ、海岸へ向かう与那良川沿いに細々と藪状の河畔林が残っているのみである。このような護岸は、移動経路及び餌場となる河畔林・沢筋と、餌場となる周辺の休耕田・水田等の湿地との間の移動を阻害してしまうのでイリオモテヤマネコにとっては好ましくない。そこで、河床から水田側（農道側）への緩傾斜の移動を可能とするような通路を設ける必要がある。また、農道における農機具の移動を妨げない範囲でイリオモテヤマネコが身を隠す程度の植栽は必要となる。

4 提言

本事業は、平成 24 年度に採択された。今後、平成 25 年度には測量設計が、平成 26 ないし 29 年度において工事が進められる予定とのことである。そこで、測量設計において以下の提言を検討され、イリオモテヤマネコによる本区域の継続的利用へ配慮した施工をされるよう要望する。

提言 1：与那良原水田と牧草地との間の谷状地形に沿った残存林の伐採・谷状地形への盛土を可能な限り避け、県道から海岸まで一定の樹林帯が連続する状態を維持すること。

提言 2：与那良川の護岸は、イリオモテヤマネコが河床から水田に上がれるよう一部を通路状の緩傾斜とし（30 度以下）、さらに護岸の農道沿いに一定の植栽（丈 1m 以上）を施すこと。

【引用文献】

イリオモテヤマネコ生息地保全調査委員会. 2011. イリオモテヤマネコ生息地保全調査第 1 次報告書—西表島の土地利用に当たって配慮すべき事項—. NPO 法人トラ・ゾウ保護基金. 115pp.